

福井地方裁判所民事部 御中

令和4年(ヨ)第15号

関西電力株式会社・高浜原子力発電所1～4号機運転差止め仮処分命令申立事件

債権者 中島哲演外1名

債務者 関西電力株式会社

## 準備書面22

令和5年12月1日

債権者ら 代理人弁護士 笠原 一浩

### 1 これまで起こった減肉事故

債権者らは、準備書面9の6p以下において、以下のように述べ、老朽化問題について指摘した。

### 記

「(1) まず時系列として、本件各事象が起こった日付を確認しよう。

以下は、債務者の主張書面(8)の19p以下による。

- ①高浜3号機の第23回定期検査(2018年8月3日から)
- ②高浜4号機の第22回定期検査(2019年9月18日から)
- ③高浜3号機の第24回定期検査(2020年1月6日から)
- ④高浜4号機の第23回定期検査(2020年10月7日から)
- ⑤高浜3号機の第25回定期検査(2022年3月1日から)
- ⑥高浜4号機の第24回定期検査(2022年6月8日から)

- (2) まず、債務者も p 21 で自認する通り、事象①で異物混入によって減肉が起こったと判断され、その後も「対策」を取ったはずであるにもかかわらず、さらに事象②で同様の異物混入による減肉が起こった。のみならず、同じ3号機においてすら、事象③で再び異物混入による減肉が起こった。債務者のいう「原因究明と対策」とは、分かりやすく言えば、「ドラえもん」の「のび太君」が0点を取って母親から叱られ、今度はちゃんと勉強すると言いつつも再び0点を取ったというのと同レベルのものでしかない。
- (3) 同様に、債務者も p 21 で自認する通り、事象④でスケールによって減肉が起こったと判断され、その後も「対策」を取ったはずであるにもかかわらず、さらに事象⑤で同様のスケールによる減肉が起こった。のみならず、同じ4号機においてすら、事象⑥で再びスケールによる減肉が起こった。
- (4) なお、言うまでもないが、債権者らが非難しているのは栓をしたこと（債務者主張書面（8）24－25 p）それ自体ではなく、栓をした程度の弥縫策で、再発を防止するに足る対策を取ることなく、再び原発を稼働させたことである。
- (5) 事象①から事象⑥までの間隔は約46カ月であり、平均して9カ月強（最大でも17カ月程度）の間隔で同種事象が起こっている。事象⑥から現在まで既に8カ月近くが経過しており、いつ同種事象が生じてもおかしくない。債務者は主張書面（8）の27 pにおいて、乙227の1の27－28 pの一部のみを引用しているが、原子力規制庁の高須統括監視指導官すら、28 pから29 pにかけてこう述べていることを改めて想起されたい。

「異物のときもそうですけど、ある程度、伝熱管の振れ幅が決まっているので貫通には至らない、これも理解はできます、メカニズム的に。一方で、Aのようにスケールがずっと当たり続けるような、ああいった形状でずっと伝熱管にずっと当たり続ける形状にはならないんだというご説明ならそうでいいんですけど、それは多分否定できないのではないかなと思ってまして、そうなったときに稠密量が、どれぐらいのものが何時間やればこうなるんだという考察はあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか」（28 p）

「今言われたやつをきちっとご説明いただかないと、我々、やはり次、これが本当に対策はできました、でも、スケールが出てくることは否定できません、そのスケールが悪化する可能性はどこまで悪化するんでしょうかというところが多分一つの大きな論点だと思うんです。そういうふうにお互いが振れるんで、その摩耗量がそこまで行かないんですという、その口頭の御説明いただいても、これはなかなか私としては納得いかないかなと思ってますので、そこはしっかりご説明していただく必要があるんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。」  
（29 p）」

## 2 またしても起こった減肉事故

前述の⑥の事故から1年が経過した。債権者らを含め、原子力問題に関心のある多くの市民は、そろそろ次の減肉事故が起こるのではないかと危惧していた。

そして、その危惧は的中した。

債務者は今年10月17日、定期検査中の高浜原発3号機（高浜町）で、蒸気発生器の伝熱管2本に減肉やひびが見つかったと発表した（甲159）。

債務者の発表によれば、伝熱管の外側からの減肉と、内側からのひびが1カ所ずつ見つかった。減肉は、「スケール」と言われる伝熱管に付着した鉄の微粒子による摩耗、ひびは応力腐食割れが原因とみられる。

債務者のこれまでの主張によれば、①～③の事故と④～⑥の事故は性質が違い、かつ、④～⑥については再発防止策が取られている、とのことである（例えば債務者主張書面(12)末尾）。

しかし、「再発防止策」が取られたにもかかわらず、またしても⑤と同様、同じ3号機で、同じくスケールによる減肉事故が生じた。

この点債務者は、あたかも減肉が安全性と無関係であるかのように主張しているが、債務者が主張書面(10)の14pにおいて、あたかも債務者は、評価手法には「決定論的評価手法」と「確率論的評価手法」があり、原子力発電所の地震動評価で用いられているのは「決定論的評価手法」であって「確率論的評価手法」ではないかのように述べていたのと同様（債権者準備書面15）、明白な虚偽である。

甲160によれば、減肉は、原発だけでなく（換言すれば原発を筆頭として）配管に危険を及ぼすものであり、債権者らの人格権侵害の具体的・現実的危険を有するものである。そして、債権者らの「再発防止策」によってはもはや回避できないことが明白となっており、上記危険を防ぐには、本件原発の運転を差し止めるほかない。

以 上